

第三章 実務の設問と解説

整備事業関係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみてください。

	設 問	回答
1	OBD検査の対象車両ではなかったのに、指定整備記録簿の「車載式故障診断装置(OBD)の診断の結果」の欄と「OBD検査」の欄に斜線を引いた。	
2	自動車検査証の有効期間の満了する日が令和7年2月14日である普通貨物自動車の継続検査において、保安基準適合証を交付する際に、自動車損害賠償責任保険証明書を確認したところ、令和7年2月14日から令和8年3月14日午前12時までの保険期間であったので、令和7年2月14日に保安基準適合証を交付した。	
3	常時使用する従業員が6人であり、自ら管理するウェブサイトがあるので、法第48条に規定する点検又は整備作業にかかる料金を当該事業場の依頼者が見やすい位置に掲示するとともに、ウェブサイトにも掲載した。	
4	自動車検査証等の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第72条第1項の規定により記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の2月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を法第72条第1項の規定により記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。	
5	令和2年4月1日より、特定整備制度(電子制御装置整備が新たに追加)が始まり、当該作業を行うには新たに認証が必要となり、施行の際に事業として経営していた作業のみ、3年間の経過措置が設けられた。	

整備事業関係

	解答	設問に対する解説(関係法令もご確認ください)
1	×	「車載式故障診断装置(OBD)の診断の結果」と「OBD検査」は別物です。いろいろと違いがあり、前者は、定期点検整備で実施し、年式にかかわらずOBDを搭載する全ての自動車が対象です。後者は、完成検査で実施し、令和3年10月1日以降の新型車(輸入車は令和4年10月1日以降の新型車)が対象となります。 【自動車の点検及び整備に関する手引き、道路運送車両法の保安基準第8条等】
2	○	【自動車損害賠償保障法第9条第7項】
3	○	法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う作業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。 イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が5人以下である場合 ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合 【道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第1号】
4	○	令和7年4月1日より、全国一律に車検証の有効期間満了日の「2ヶ月前」から車検を受けられます。 【道路運送車両法施行規則第44条】
5	×	特定整備制度は施行の際に事業として経営していた作業のみ、4年間の経過措置がありましたが、令和6年3月31日をもって終了しております。電子制御装置整備を実施する際は認証が必要です。 【道路運送車両法附則】

検 査 業 務 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみてください。なお、特にことわりのない限り自動車の製作年月日は令和8年1月1日とします。

	設 問	回 答
1	保安基準第4条(車両総重量)及び第4条の2(軸重等)の基準緩和の認定を受け、保安基準緩和の有効期限を付されている車両で、その基準緩和の有効期間を過ぎてしまった場合は、保安基準に適合していないので保安基準適合証は交付できない。	
2	普通乗用自動車に備えられた前部霧灯の照明部の下縁の高さが、地上300mmであったため保安基準適合と判断した。	
3	車両総重量12,000kgの普通貨物自動車(車体の形状:ダンプ)に備えられた純正の突入防止装置が空車状態においてその下縁が地上から550mmの位置に取り付けられていたため保安基準適合と判断した。	
4	排出ガス規制の識別記号が8BL(令和2年規制)である小型二輪自動車のアイドリング時に一酸化炭素及び炭化水素測定器で測定した際は、COが3.0%以下、HCが1000ppm以下でなければならない。	
5	車両総重量8tの貨物自動車の大型後部反射器が山形縞模様に取り付けられていたので、谷形縞模様になるように改善した。	

検 査 業 務 関 係

	解答	設問に対する解説(関係法令もご確認ください)
1	○	基準緩和の有効期間が過ぎてしまうと保安基準緩和の効力が失効するためそのままでは保安基準に適合しません。 【基準緩和自動車の認定要領】
2	○	側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。 【審査事務規程8-70-3(1)②】
3	○	ダンプにあつては、空車状態において後部突入防止装置の下縁の高さが地上550mm以下となるように取り付けられていること。 【審査事務規程7-37-3(1)①】
4	×	二輪自動車(小型自動車に限る。)及び側車付二輪自動車(小型自動車に限る。)の令和2年規制のアイドリング規制値はCOが0.5%以下及びHCが1000ppm以下である。 【審査事務規程9-6-(1)②】
5	×	縞模様のものにあつては、当該縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置、かつ、山形縞模様となるように取付けられていること。 【審査事務規程7-86-3(1)④】